

「医療法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）（案）」について

1. 改正の趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）等の一部を改正するものである。

- 具体的には、改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 第 2 項及び第 6 条の 7 第 2 項の規定に基づく、広告の内容及び方法に係る医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準並びに同法第 6 条の 5 第 3 項及び第 6 条の 7 第 3 項の規定に基づく、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を定める。

2. 改正の概要

- 規則の改正内容については別紙のとおり。

- その他、関係法令について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 根拠規定

- 医療法第 6 条の 5 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 7 第 2 項及び第 3 項等

4. 施行期日等

公布日：平成 30 年 3 月（予定）

施行日：平成 30 年 6 月 1 日（予定）